



総務文教委員会

市の総合企画部、総務部、財政部、地域振興部、出納室、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の所管に属する事項等に対応する委員会です。

◎野村昌平 ○田口慎一郎 安東伸昭 小椋 多
河本英敏 西野修平 原 行則

(◎は委員長、○は副委員長、以下同様)

総務文教委員会に付託された議案四件を審査した。

議案第七号「平成二十三年度津山市一般会計補正予算(第一次)」では、コミュニティ活動施設整備補助金について質疑があり、イベント用の仮設ステージ等の整備のため、連合町内会二宮支部に対して購入補助を行うとの答弁があった。

また、津山圏域消防組合負担金に関して東消防署の建設について質疑があり、分署・出張所などの署所統廃合計画に基づき老朽化している東分署と勝央出張所を廃庁し、東消防署を建設するものである。土地は東消防署建設用地選定委員会にて候補地を決定し、用地の評価を行う予定との答弁があった。

次に、債務負担行為となる戸島学校食育センター給食調理業務等委託に関連して、センター給食での食物アレルギーへの対応や地産地消に対する取り組みなどの課題を整理すべ

きとの意見があり、新たに策定予定の学校給食施設等整備計画に現状の検証結果を反映させたいとの答弁があった。

次に、東日本大震災の被災地への支援物資として提供した災害備蓄物資の補充にかかる消耗品費について質疑があり、購入品目及び物資の備蓄量について答弁があった。

その他、教育振興基本計画策定委員会委員報酬や特別支援教育モデルづくり事業の指定校などについて種々質疑応答があり、当該議案のうち、総務文教委員会の所管に属する事項は、審査の結果、全員一致で原案のとおり可決とした。

議案第十一号「津山市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例」では、地方税法の一部改正等に伴い、条例上所要の整備を行うもので、一部の委員から上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る課税の特例の延長措置に反対する意見があり、賛成多

数で、原案のとおり可決とした。

議案第十四号「和解及び損害賠償額の決定について」は、市内の学校で起こった事故に伴い、学校施設の管理の瑕疵による損害賠償請求の和解及び損害賠償額の決定について議会の議決を求めるもので、審査が個人のプライバシーに深くかわかることになるため、委員会を秘密会として質疑応答を行った。慎重な審議の結果、全員一致で原案のとおり可決とした。

議案第十七号「工事請負契約について」は、久米中学校特別教室棟改築建築工事にかかる工事請負契約に伴うもので、工事全体の概要、事業費の内訳、今後のスケジュール等について説明があった。改築建築工事に関連した改築電気設備工事及び改築機械設備工事に伴う予算などについて質疑応答があり、審査の結果、全員一致で原案のとおり可決とした。

◎ 後援会が、花環、香典、祝儀などを出すと処罰されます。